

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和5年4月17日付けで行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年3月31日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「国の給料を100%とすると埼玉県は何%ですか。川越県土整備事務所で働く職員数と会計年度任用職員は何人ですか。男女の別と年齢構成、会計年度任用職員の勤続年数を教えてください。」と記載した公文書開示請求書を提出し、該当する公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、本件開示請求のうち「国の給料を100%とすると埼玉県は何%ですか。」については、令和5年4月17日付けで、また川越県土整備事務所で働く職員数については、令和5年4月14日付けで公文書開示決定を行い、審査請求人に通知した。

さらに、本件開示請求のうち川越県土整備事務所で働く会計年度任用職員の人数、男女別と年齢構成については、該当する公文書は作成しておらず、存在しないとして、また勤続年数については会計年度任用職員の履歴書を対象文書として特定し、これが条例第10条第1号に該当するとして、令和5年4月14日付けで、公文書不開示決定を行い、審査請求人に通知した。

なお、実施機関は、後に通知に誤記があったとして、令和5年4月17日付けで改めて公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知している。

- (3) 審査請求人は、実施機関に対し、令和5年4月22日付けで、該当する公文書の開示を求めて審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、令和5年5月30日付けで、審査請求人に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定に基づき審査請求書の補正命令を行った。
- (5) 審査請求人は前記補正命令を受けた審査請求書の記載事項について、令和5年6月7日付けで補正を行った。
- (6) 実施機関は、令和5年7月24日に追加の審査請求書を収受した（以下、令和5年4月22日付け審査請求及び令和5年7月24日収受審査請求を総称して「本件審査請求」という。）。
- (7) 当審査会は、本件審査請求について、令和5年10月12日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (8) 当審査会は、令和5年11月7日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

開示請求した公文書の開示決定を求める。

(2) 審査請求の理由

令和5年4月22日付け審査請求書では、審査請求人は川越県土整備事務所の会計年度任用職員の構成等について公文書が作成されていないことに問題がある旨、主張する。

また、令和5年6月7日付け審査請求書では、審査請求人は「会計任用職員の給与を支払うのに把握していないと、それぞれの職歴や年数に応じた報酬や給与等が分からない」と主張する。

さらに、令和5年7月24日収受審査請求書では、審査請求人は「都合よく、個人情報として埼玉県情報公開条例第10条第1号に該当するとされた」旨、主張す

る。

(3) 反論書の趣旨

反論書では、審査請求人は以下のとおり主張する。

公文書不開示決定の根拠として埼玉県情報公開条例第10条第1号が指摘されているが、特段、個人名等の開示を要求しているわけではないので、内容として適切ではないうえに、判例に照らしても適切ではない。

また、国や他の地方公共団体では同種の文書が開示されているにもかかわらず、本件において不開示決定がされているのは適切ではない。

さらに、「会計年度任用職員の給与等は各職員から提出された履歴書等を基準に決定しているという点についても、本来であれば各担当（係）から採用されている会計年度任用職員を総務担当者（係）がまとめ、県の会計担当者（係）にリストを渡せば会計年度任用職員全員の振込先口座が分かり、人数や職歴等を知りえる事が出来る」から、本件処分は適切とはいえない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求に対し、川越県土整備事務所に勤務している会計年度任用職員の人数、男女比及び年齢構成に関する文書は作成していないため、保有していないこと、勤務年数に関する文書は各職員の履歴書が該当し、当該文書は条例第10条第1号に該当することから、公文書不開示決定の処分を行った。

この点、審査請求人は、会計年度任用職員の報酬や給与等を支払うため、会計年度任用職員の人数、男女比や年齢構成に関する公文書（以下「開示請求対象文書」という。）を作成する必要があると主張している。

しかし、実務上、会計年度任用職員の給与等は各職員から提出された履歴書等を基準に決定しているため、開示請求対象文書を作成する必要はなく、審査請求人の主張は否認する。

また、審査請求人は、おごせ町議会だよりの記事を示し、各市町村の何件かは会計年

度任用職員の人数、男女別の構成比や勤続年数等に関する回答を行っていることから、開示請求対象文書を作成していないのは「不備」だと主張している。

しかし、会計年度任用職員の人数や男女比等を記載した文書を作成する法令等の義務はなく、開示請求対象文書を作成していないことが不備であるとの審査請求人の主張は否認する。

5 審査会の判断

(1) 本件処分について

実施機関は、本件開示請求のうち、川越県土整備事務所で働く会計年度任用職員の人数、男女の別、年齢構成について公文書が作成されていないこと、また会計年度任用職員の勤続年数について特定した公文書が条例第10条第1号の不開示事由に該当することを理由に不開示決定を行った。

これに対し審査請求人は、それぞれの理由について適切ではない旨の主張をするので、以下、本件処分の理由ごとにその適否を検討する。

(2) 公文書の不存在について

審査請求人は、川越県土整備事務所で働く会計年度任用職員の人数、男女の別、年齢構成が記載された公文書について、それぞれの職歴や年数に応じた給与等の支払いのため必要であり、作成していないことに問題がある旨、主張する。

しかし、会計年度任用職員の給与等の支払いをするに当たって利用されるのは該当の職員が採用時に提出した個々の履歴書である。審査請求人が求めるような、特定の事務所における会計年度任用職員の属性を全体として把握する公文書は、事務処理上、必要ではない。加えて、行政機関は、法令上、審査請求人が求める公文書の作成を義務付けられていない。そのため、審査請求人が求める公文書は存在しないという実施機関の説明に不自然、不合理な点はない。

したがって、文書不存在を理由に行われた本件処分は妥当である。

(3) 第10条第1号該当性について

条例第10条第1号本文は、「個人に関する情報（・・・略・・・）であって、当該

情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・略・・・）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書イ「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及びハ「当該個人が公務員等（・・・略・・・）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する情報については、不開示情報から除くものとしている。

これを本件についてみるに、実施機関が対象文書として特定した会計年度任用職員の履歴書は明らかに条例第10条第1号本文に該当するとともに、同号ただし書イ乃至ハのいずれにも該当しない。

したがって、条例第10条第1号本文の不開示事由に該当することを理由に行われた本件処分は、妥当である。

(4) その他

審査請求人のその他の主張については、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

土田 伸也、石田 若菜、石塚 洋一

審議の経過

年 月 日	内 容
-------	-----

令和5年10月12日	諮問(諮問第368号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和5年11月7日	実施機関から意見聴取及び審議(第三部会第178回審査会)
令和5年12月20日	審議(第三部会第179回審査会)
令和6年2月2日	答申